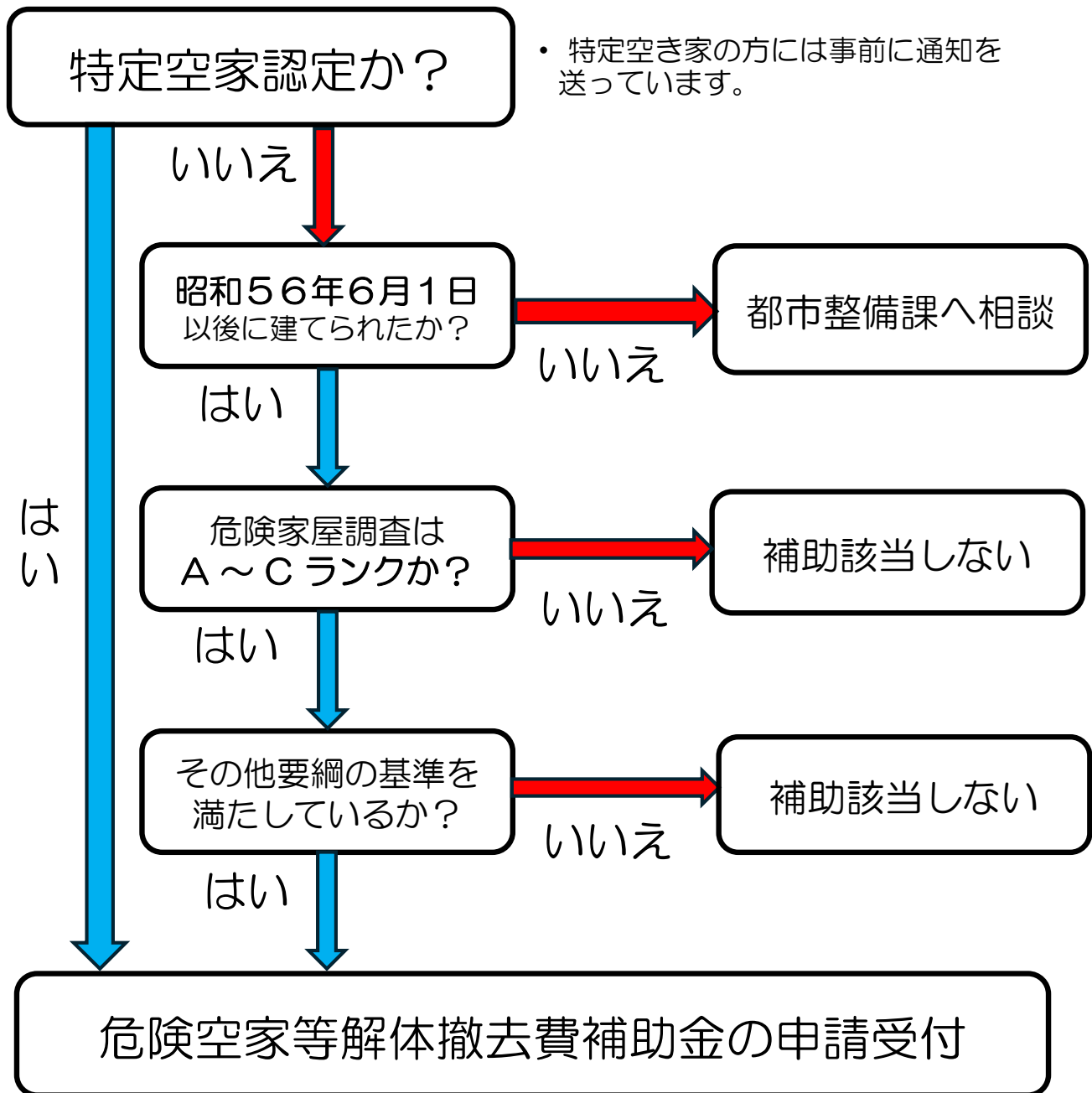


能代市危険空家等解体撤去費補助金の申請の流れ

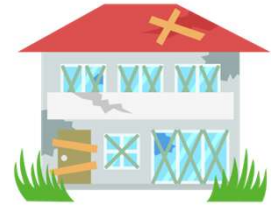


- 特定空き家 — 法第2条第2項に定める特定空家等（空家等対策の推進に関する特別措置法H26.127号）
- 管理不全空家等 — 特定空家等判定票において、危険度ランクがA、B又はCと判定された空家等
- 能代市木造住宅耐震改修等補助事業実施要綱（都市整備課）に定める要綱以外の空き家
- その他特に市長が認めるもの

能代市危険空家等解体撤去費補助金提出書類

補助金申請に必要な書類

- (1) 様式第1号（補助金交付申請書）
- (2) 様式第2号（紛争等に関する誓約書）
※管理不全空家等は様式第2号の2（跡地活用に関する同意書）
- (3) 登記事項証明書（建物）又は所有権を証明できるもの
- (4) 位置図
- (5) 現況写真（2方向から）
- (6) 工事見積書
- (7) 委任状（補助申請者が交付申請の手続、補助対象工事の実施等を他の者に委任する場合）
- (8) 相続人が申請する場合は、相続関係を証明できる書類
- (9) 振込口座通帳の写し（振込必要情報記載部）



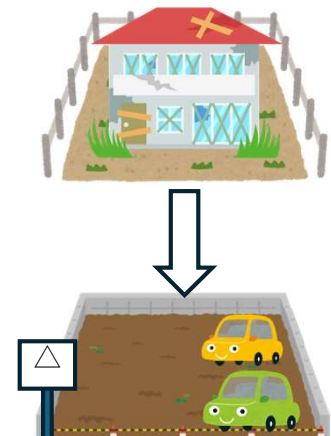
※ 管理不全空家等の跡地利用

危険度ランクがA、B又はCと判定された空家等で、除去後（事業完了後）に計画的利用に着手し、かつ、通算1年以上当該計画的利用に供する。

- (1) 雪捨て場
- (2) 地域防災拠点（避難場所としての活用を含む。）
- (3) 公的駐車場
- (4) その他

周辺住民等への周知方法

- ・能代市ホームページで番地の公表と現地看板の設置



補助金請求に必要な書類

- (1) 様式第5号（実績報告書）
- (2) 工事請負契約書の写し
- (3) 領収書の写し
- (4) 解体工事完了後の写真（申請時と同じ方向から） ※管理不全空家等は周知看板設置の写真
- (5) 様式第7号（請求書）
- (6) その他市長が必要と認める書類

- 特定空き家・・・法第2条第2項に定める特定空家等（空家等対策の推進に関する特別特措法 H26.127号）
- 管理不全空家等・・・特定空家等判定票において、危険度ランクがA、B又はCと判定された空家等
- 能代市木造住宅耐震改修等補助事業実施要綱に定める要綱以外の空き家
- その他特に市長が認めるもの

